

新潟県「健康立県スローガン・ロゴマーク」 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県「健康立県スローガン・ロゴマーク」(以下「スローガン・ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 スローガン・ロゴマークは、健康寿命の延伸を目指し、県民一人一人の健康づくりの取組を推進し、健康づくりに関する普及・啓発を図ることを目的とする。

(使用の申込及び承諾)

第3条 スローガン・ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「健康立県スローガン・ロゴマーク」使用申込書(別紙様式1)に必要な事項を記載し、新潟県に申し込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 健康立県ヘルスプロモーションプロジェクト推進会議構成団体が使用する時。
- (2) 新潟県内の地方公共団体が使用する時。
- (3) 新潟県内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (5) その他、知事が適当と認めた時。

2 新潟県は、内容を審査の上、本規程に適合すると認めた場合は、「健康立県スローガン・ロゴマーク」使用承諾書(別紙様式2)を申込者に対し通知する。

(使用基準)

第4条 前条の基準を満たす者は、スローガン・ロゴマークを使用することができる。ただし、次に掲げる各号に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 別添のクリエイティブマニュアルに定められた使用方法に従って使用しない時。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような

誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) その他、不正な使用が行われるおそれのあるとき。

(使用料)

第5条 スローガン・ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の中止等)

第6条 新潟県は、スローガン・ロゴマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対しその使用の中止を求めることができる。

2 前項により使用の中止を求めたときは、その旨を新潟県のホームページ等を通じて公表するものとする。

(スローガン・ロゴマークに関する権利)

第7条 スローガン・ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

本規程は、令和元年12月4日から実施する。

本規程は、令和5年4月1日から実施する。